

同性パートナーへの災害弔慰金支給制度の新設について

1 主旨

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の趣旨に基づき、同性パートナーへの災害弔慰金支給制度を新設する。

2 制度の概要

	現行制度	新設制度
国根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律	—————
区根拠	災害弔慰金の支給等に関する条例	(仮称)世田谷区災害に起因して死亡した区民の同性パートナーへの弔慰金の支給に関する要綱(調整中)
支給対象者	死亡者との関係が以下に該当となるもの	
	1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹	1.同性パートナー(次のいずれかの者) ①世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条に基づく、パートナーシップの宣誓を行った者 ②同性パートナー関係が公正証書により確認できる者
支給額	・死亡者が生計を主として維持していた場合 500万円 ・その他の場合 250万円	
災害関連死の審査	区長の附属機関を設置し審査	左記に準じた審査会を設置し審査
財源	国:1/2、都:1/4、 区:1/4	区10/10

※その他、新設する要綱において申請手続き等を定める。

3 所要経費

現行制度同様、事象が発生した場合に補正予算等に対応する。

4 施行日(予定)

令和4年4月1日